

北海道厚岸町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 30 年 1 月 1 日現在における北海道厚岸町の行政区域とする。概ねの面積は 73,926ha である。

ただし、厚岸道立自然公園の特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区の特別保護地区、北海道自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域及び記念樹木の所在地は除外する。

また、厚岸道立自然公園の普通地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（特別保護地区を除く）については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

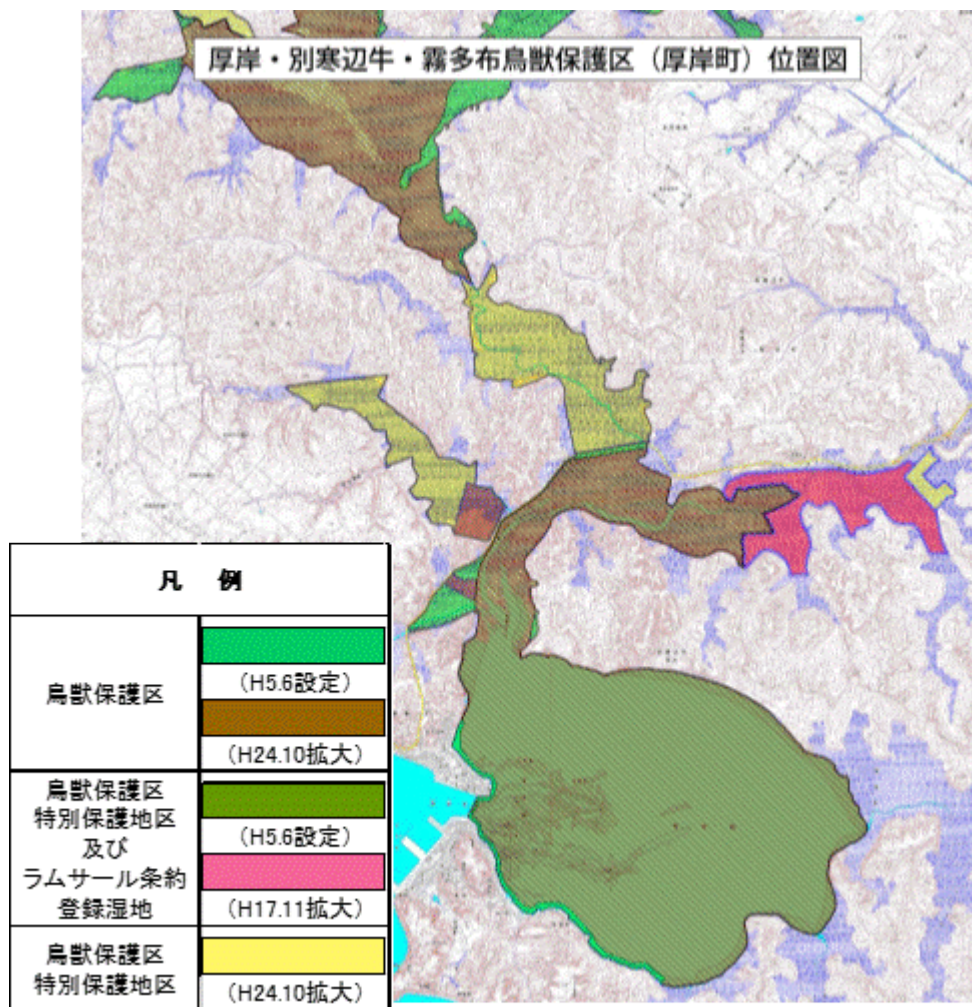
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



厚岸道立自然公園位置図



厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区（厚岸町）位置図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

厚岸町は、東西 35.5km、南北 45.1km の広さで、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、厚岸湖および厚岸湾の海岸線には漁村が点在している。また、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されている。気候は、春から夏にかけて海霧の影響を受けるため日照時間が短く、特に夏は冷涼で、秋は降水量も少なく晴天が続き、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい気候条件にある。

（インフラの整備状況）

厚岸町の市街地を横断する一般国道 44 号は、釧路空港や重要港湾の釧路港、道央圏と結ばれる北海道横断自動車道の東端の IC を擁する釧路市と本町を結ぶ幹線道路であり、物流や交流人口の移動のほか町民生活にとっても極めて重要な道路である。

本町と道内の主要都市である札幌市とは、国道 44 号と北海道横断自動車道の利用により約 5 時間半で移動可能である。また、鉄道については、厚岸駅から釧路駅を経由し、札幌駅まで約 5 時間で結ばれる列車が運行されている。なお、平成 28 年の厚岸駅での乗車人員は年間で 54,750 人、1 日平均では 150 人である。

空港については、厚岸町市街地から約 67km（車で約 1 時間 15 分）の位置に釧路空港（滑走路 2,500m）がある。この釧路空港は、ISL カテゴリーⅢB を運用しており、このシステムに対応している中型機・大型機は濃霧や悪天候時でも安全な離着陸が可能となっている。東京国際空港（羽田空港）や新千歳空港・札幌丘珠空港と 1 日 13 往復が運航している。平成 27 年度の国内線乗降客数は 685,355 人となっている。

（産業構造）

厚岸町の基幹産業は、漁業と農業である。

漁業については第 3 種厚岸漁港と第 1 種床潭漁港があり、カキ・アサリ・サンマ・コンブ・イワシなど約 50 種の水産物が水揚げされる。平成 28 年の水揚量は 17,277 t、金額にして約 62 億円であり、水産加工業をはじめとした関連産業の発展に大きく寄与し、地域経済を牽引してきた。しかし、近年のロシア 200 海里内でのサケ・マス流し網漁の禁止や主要魚種であるサンマの不漁など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。こうした中、北洋サケ・マス流し網に替わる漁法や漁業の確立に向けた取組が始まったほか、屋根付岸壁の整備等の衛生管理型漁港整備などによる水産物の高付加価値化の推進、養殖カキで全国的な知名度を誇る「カキえもん」や新たに「弁天かき」の養殖など「つくり育てる漁業」の振興を図っている。

農業は酪農がほとんどであり、平成 27 年の乳牛の飼養戸数は 95 戸、飼養頭数は 13,117 頭で、経営耕地面積は 6,776ha、平成 28 年度の生乳委託販売実績は 64,353 t となっている。酪農を取り巻く情勢は、WTO 農業交渉や EPA、FTA、さらには TPP などの経済の国際化の影響が大きく各交渉の先行き不安や不透明感がある

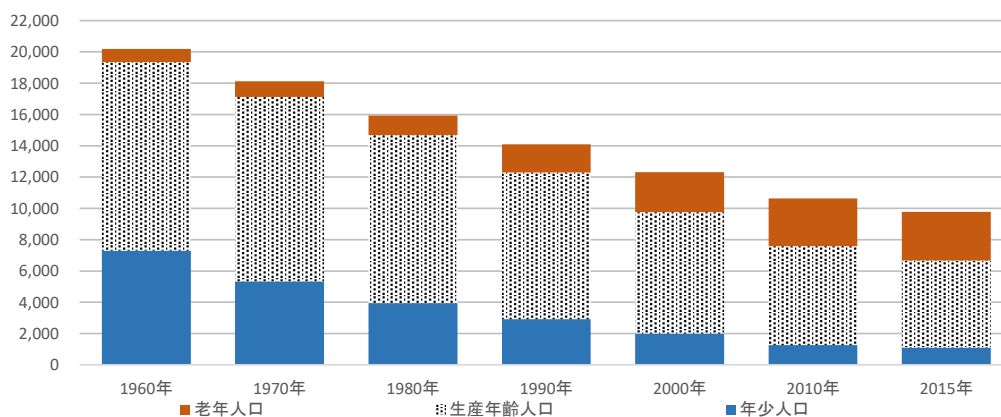
が、農業経営及び農家生活の近代化の推進、経営規模の拡大、生産基盤の強化や生産性向上を図っている。

第二次産業では、平成 26 年の製造業の事業所数が 35 事業所、従業者数が 670 人、製造品出荷額等が 182 億 7,168 万円となっており、食料品製造業が多くを占めている。

第三次産業では、水産加工品等の取扱いが豊富であることから卸・小売業・サービス業を中心として発展してきたが、人口減少などの影響で事業所数は減少傾向が続いている。

(人口分布の現状)

厚岸町の人口は、昭和 35 年（1960 年）に 20,185 人とピークを迎えたが、それ以降は地域内の炭鉱閉山や沖合漁業の衰退、少子高齢化の進行などの様々な要因により減少し続けており、平成 29 年 12 月末現在の住民基本台帳人口では 9,778 人となっている。



	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
総人口	20,185	18,114	15,940	14,093	12,307	10,630	9,778
0～14歳	7,294	5,348	3,953	2,934	1,997	1,274	1,102
15～64歳	12,051	11,772	10,731	9,369	7,758	6,315	5,564
65歳以上	840	994	1,256	1,790	2,552	3,041	3,105
高齢化率	4.2%	5.5%	7.9%	12.7%	20.7%	28.6%	31.8%

(各年 国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

厚岸町では、平成 28 年 3 月に策定した「厚岸町未来創生総合戦略」において、「漁業と農業の活力で地域経済が元気になる”あつけし”」、「子どもを安心して産み育

てられる” あっけし”」、「地域の魅力で人を呼び込む” あっけし」、「誰もが安心して暮らせる・暮らしたくなる” あっけし」の4点を基本目標として掲げている。

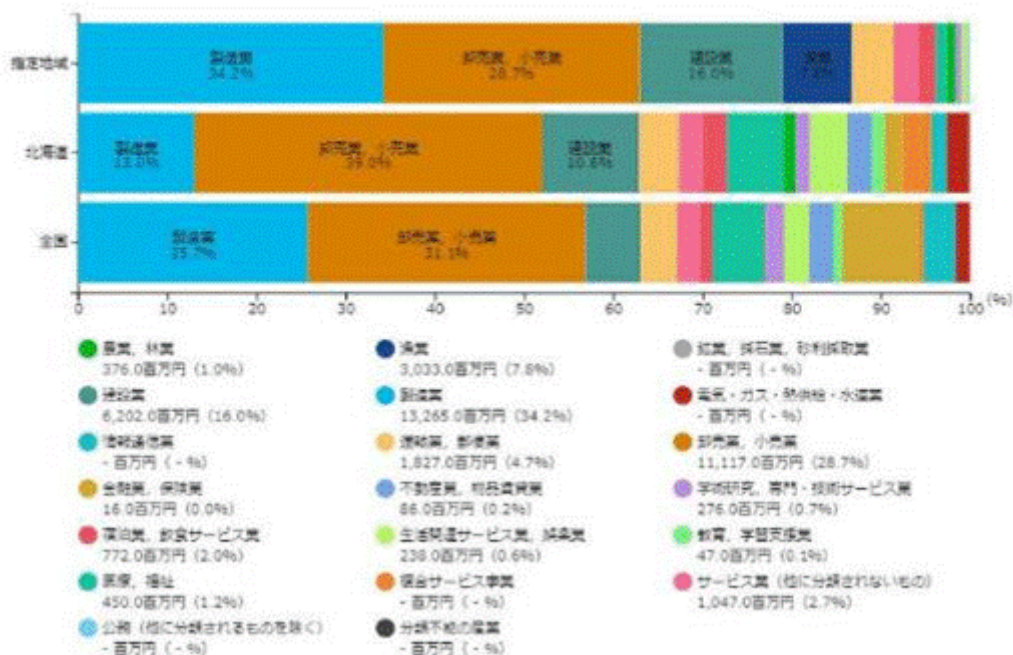
第一次産業、それらを活かした食料品製造業を主とする製造業は、当町の全産業の売上高の約43%を占める産業であることから、それらの生産力向上に係る支援を進めていくものである。

また、厚岸町は厚岸道立自然公園をはじめとする豊かな自然環境を有するとともに、天然の良港とカキを代表とする海の幸、屯田兵の入植から開拓された酪農郷が相まって発展してきた。これらの個性ある豊富な地域資源を最大限に活かし、新たな観光メニューの構築や既存事業のさらなる磨き上げにより地域の魅力を高め、これらの情報発信を強化して、国内外の観光客を誘致する。こうして域外から獲得した外貨を観光産業と関連産業の強化、さらに新規事業の創出などにより、域内での消費と投資へと結びつけるなど、付加価値を創出する仕組みをつくり、地域経済の好循環を推進する。

さらには、町内事業所の求人情報の情報発信等により就労環境整備を行うことで人材の確保と経営の安定化を図り若者、女性、障がい者などの多様な人々が活躍できる社会の実現を目指す。

売上高(企業単位) 2012年

指定地域：北海道厚岸町



(RESAS 地域経済分析システム)

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－百万円	240 百万円	

(算定根拠)

- ・1 件あたり 50 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で 1.2 倍の波及効果をもたらし、促進区域約 240 百万円での付加価値を創出することを目指す。
- ・波及効果は、地域経済分析システム（2013 年・厚岸町版）産業別影響力分析において漁業、農業、食料品製造業の影響力係数の平均値が 1.2 倍であることを根拠とした。
(※影響力係数：ある産業の経済動向が他産業の経済動向に及ぼす影響度)

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	－	4 件	－
地域経済牽引事業の雇用増	－	12 人	－

3 地域経済牽引事業として求められている事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,920 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額〔経済センサスー活動調査（平成 24 年）〕）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度より 2.5%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より 3 人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 地域経済牽引事業において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した観光関連分野
- ③厚岸町の造船製造・修理業等の集積を活用したものづくり関連分野
- ④厚岸町の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野

(2) 選定の理由

- ①厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した食料品製造関連分野

厚岸町は水産業が盛んである。平成28年における年間生産高は、約1万7千t（うち、さんまは約6割の約1万t）に上り、釧路総合振興局管内における全生産高の12%（うち、にしん83.9%、さんま63%、かき類55.6%、あさり86.6%）を占めており、北海道内においては、全生産高の2%（うち、あさり55.5%、かき類27.6%）を占めている（図表1）。また、厚岸地域マリンビジョンは平成26年3月に改訂され、衛生管理対策の導入とブランド化の推進、水産物の安定供給体制や安定供給基盤の確保、環境保全と循環型社会の構築、漁村地域の総合的な振興を目指している。

図表1 厚岸町の主要魚種・全魚種の生産高、それらの釧路総合振興局及び北海道の合計生産高に占める割合

(単位:トン、%)

魚種名	生産高			生産高に占める厚岸町の割合	
	厚岸町	釧路総合振興局計	北海道計	釧路総合振興局内	北海道内
にしん	1,283	1,530	7,450	83.9%	17.2%
まいわし	1,592	49,689	72,150	3.2%	2.2%
さんま	10,047	15,938	53,239	63.0%	18.9%
毛がに	59	264	2,520	22.3%	2.3%
えぞばふんうに	10	54	256	18.5%	3.9%
かき類	188	338	682	55.6%	27.6%
つぶ類	612	1,673	7,662	36.6%	8.0%
あさり	734	848	1,323	86.6%	55.5%
こんぶ	776	3,319	14,275	23.4%	5.4%
全魚種	17,277	140,760	859,926	12.3%	2.0%

(北海道水産林務部 平成28年北海道水産現勢)

また、酪農業を中心とした農業も盛んである。乳用牛飼養頭数では、釧路総合振

興局管内において4位、全乳用牛飼養頭数の約1割に相当する13,117頭に上る（図表2）。新規就農支援策の拡充、中山間地域等支払事業及び多面的機能支払事業については、地域に根ざした効率的な事業を展開し、さらに、釧路太田畜産クラスター協議会で計画している牛舎の整備など、労働負担の軽減や飼養規模拡大の取組を支援していくことを目指している。

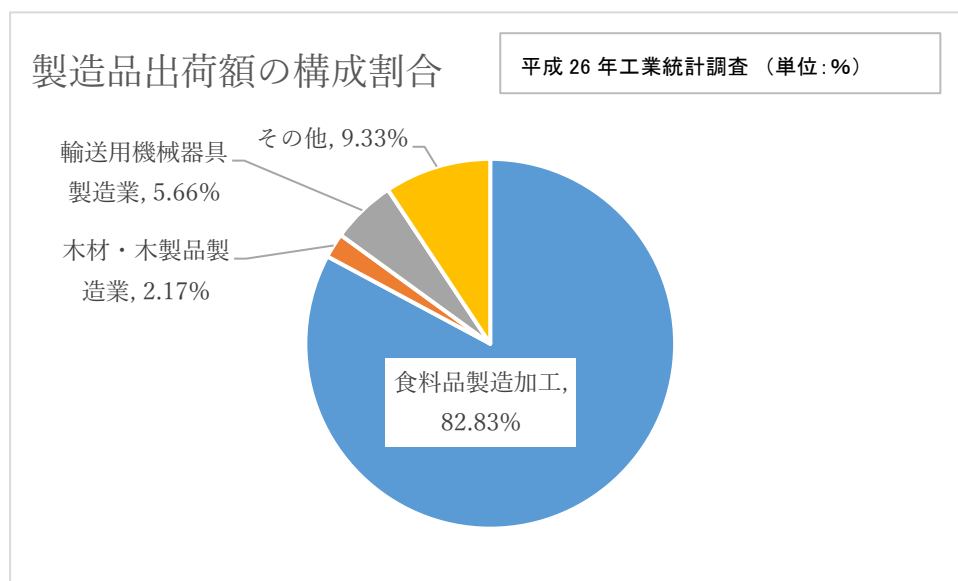
図表2 釧路総合振興局内における乳用牛経営体数及び飼養頭数

(単位:体、頭、%)

地域	乳用牛飼養 経営体数	乳用牛飼養 頭数	経営体数割合 (振興局内)	頭数割合 (振興局内)
釧路総合振興局計	893	114,400	100.0%	100.0%
釧路市	108	13,689	12.1%	12.0%
釧路町	5	713	0.6%	0.6%
厚岸町	95	13,117	10.6%	11.5%
浜中町	189	22,473	21.2%	19.6%
標茶町	265	34,522	29.7%	30.2%
弟子屈町	98	11,955	11.0%	10.5%
鶴居村	75	12,942	8.4%	11.3%
白糖町	58	4,989	6.5%	4.4%

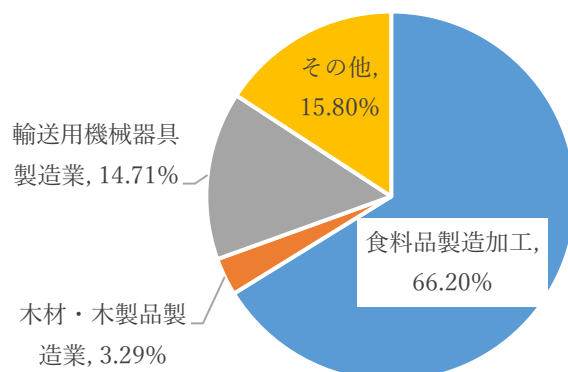
(農林水産省 2015年農林業センサス)

これら水産業・農業を背景とする豊富な農水産物資源等を生かした食料品製造業は、従業者数が平成26年工業統計調査で487人（製造業全体の72.7%）、出荷額が151億3,533万円（製造業全体の82.8%）、付加価値額が28億4,932万円（製造業全体の66.2%）に上り、当町において強みのある産業といえる。



製造品付加価値額の構成割合

平成26年工業統計調査（単位：%）



このような状況の中、当町において道内では 80 年ぶりとなるウイスキー蒸留所「厚岸蒸溜所」が平成 28 年 11 月に稼働した。初年度は 30 キロリットル、平成 29 年度は 100 キロリットルの原酒を生産しており、近い将来は年間生産能力である 300 キロリットルの生産を目指している。平成 30 年 2 月から熟成 6 ヶ月程度の「ニューボーン」を半年ごとに計 4 回限定出荷し、平成 32 年には熟成 3 年以上の「厚岸ウイスキー」が初出荷される予定である。そこで、当町の豊富な農水産物資源等を生かして、この「ウイスキー」に合う新たな「食」の開発など、経済の活性化に結びつける戦略を展開していく計画である。

以上の地域特性や様々な取組を踏まえ、厚岸町において重要な食料品製造分野の付加価値や生産性の向上等を通じて地域事業者の稼ぐ力を高めるとともに、関連産業にも経済的波及効果が及ぶことを目指す。

②厚岸町のさんま・カキ等の特産物を活用した観光関連分野

厚岸町は、上記①で示したとおり、さんまやカキといった海の幸、広大な大地で育つ乳牛から生産された高品質な生乳など、魅力ある「食」を豊富に有している。

これらは観光資源としても有望であり、例えば毎年 10 月初旬から約 10 日間にわたって開催される「あっけし牡蠣まつり」は、例年約 4 万人が訪れる当町の代表的なイベントとなっている。こうした背景もあり、当町への観光入込客数は平成 28 年度で 41 万 4,600 人となっており、釧路総合振興局管内で第 4 位である（図表 3）。

図表 3 平成 28 年度釧路総合振興局管内自治体における観光入込客数

地域	観光入込客数(人)
釧路計	7,278,100
釧路市	4,599,500
釧路町	109,800
厚岸町	414,600
浜中町	380,800
標茶町	102,700
弟子屈町	914,500
鶴居村	155,400
白糠町	600,800

また、当町における農水産物を地域ブランド化した「カキえもん」などの商品を積極的に情報発信して注目されているほか、平成 28 年 11 月に蒸留を開始した厚岸蒸溜所が平成 32 年発売予定の「厚岸ウイスキー」は観光資源としての期待も大きい。

加えて、厚岸道立自然公園等の自然景観にも恵まれており、例えば大黒島でのアザラシウォッチングや別寒辺牛湿原を流れる別寒辺牛川でのカヌーツーリング、厚岸湖での潮干狩り体験など豊かな自然を活用した体験メニューは「厚岸町ならではの体験メニューであり、特に首都圏や道央圏の観光客に人気がある。

厚岸町の観光拠点施設「厚岸味覚ターミナル・コンキリエ」は、当町の強みである「食」、特に特産品の「カキ」を中心に厚岸町で水揚げされる水産物を使用し様々なメニューや商品の開発を行い、レストランや展示販売コーナーで提供している。本施設は、世界最大の旅行口コミサイトの日本法人トリップアドバイザーが発表した「行って良かった！道の駅ランキング 2015」で全国 13 位、道内 1 位となり、また、旅行雑誌北海道じゃらんが行った「2017 道の駅満足度調査グルメ部門」では 7 年連続の 1 位となり人気が高い施設である。

こうした中、上記のような豊富な観光資源やこれらを組み合わせた体験メニューなどを PR するため、平成 29 年度に厚岸町内の経済産業団体で構成する「厚岸町観光プロモーション実行委員会」を組織し、観光物産展開催やメディアなどを活用して魅力発信を行っている。このような取組をはじめとして、誰もが安全に安心して快適に楽しめるストレスフリーな受入環境整備、的確な国内外への情報発信を、旅館業、飲食業など多様な観光産業関係事業者と連携し推進していく。

以上を踏まえ、観光関連産業間など幅広い業種間で連携しつつ、「食」をはじめとした特産物を活用して観光客の消費を促して域外からの外貨・投資の獲得を図るとともに、地域事業者の稼ぐ力を高めて域内での経済的波及効果や付加価値を創出し、地域全体の付加価値の増加を目指す。

③厚岸町の造船製造・修理業等の集積を活用したものづくり関連分野

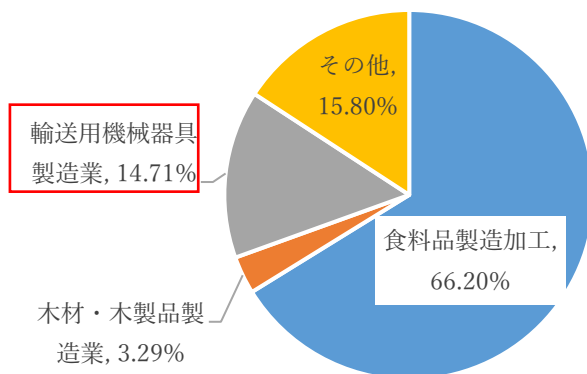
厚岸町内には、平成26年経済センサスで、52社の製造業が立地し780人（全産業の22.7%）が従事しており、売上高約177億円（全産業の36.5%）、平成24年RESASで、付加価値額約23億円（全産業の26.5%）となっていて、当町の重要な産業と位置づけている。

製造業のうち、船舶、漁網等の製造・修理をする事業所は盛んな水産業とともに培われてきた。特に造船業は、8事業所（製造業の15.4%）が集積して（平成29年現在）、FRP船やアルミニウム船などを建造している。また、当町における製造業では、製造品出荷額に占める造船業の割合が約6%であるところ、造船業の付加価値額は14.7%を占めるに至っており、強みのある産業となっている。

①	川竜鉄工所	厚岸町における造船業に分類される事業所 (工業統計より)
②	運上船舶工業(有)	
③	(有)永谷造船所	
④	曙造船所	
⑤	鈴木造船所	
⑥	篠原艀装	
⑦	吉田造船所	
⑧	(有)坂井造船所	

製造品付加価値額の構成割合

平成26年工業統計調査 (単位：%)



注記：輸送用機械器具製造業は、すべて造船業である。

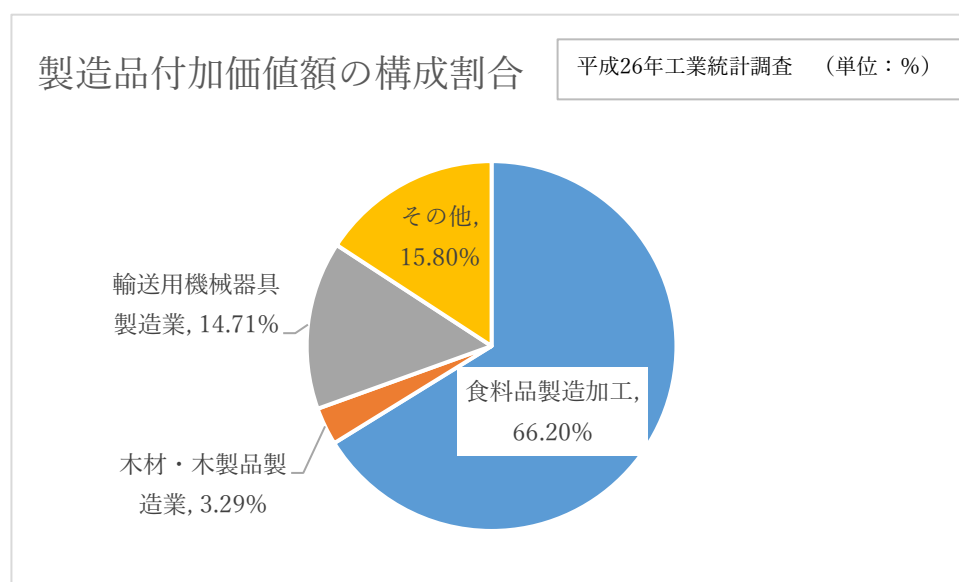
立地している造船業の中には、例えば、北海道でも数少ないオールアルミニウム船の設計から施工まで一事業所で完了できる造船所もある。

これらの高い技術力を持つ企業は、地域における大きな強みとなっており、新たな技術開発を通じて関連産業と連携することで生産性・付加価値向上が期待できる。

以上を踏まえ、当町を支えている造船製造・修理業の集積を生かして、今後も地域のものづくり関連産業の設備投資による高度化、新技術の開発や新分野の取組の更なる推進により、建設業などとも連携しながら生産体制や技術力の強化を図り、付加価値を高める取組を推進し、事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加を目指す。

④厚岸町の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野

厚岸町では、上記①で示したとおり、第一次産業からの豊富な農水産品を活用した水産加工品などの食料品製造業が盛んである。食料品製造業は 18 事業所が立地（製造業全体の 51.4%）し、製造業出荷額は約 151 億円（製造業全体の 82.8%）、付加価値額は約 28 億円（製造業全体の 66.2%）となっている。



また、道東地域屈指の漁港である厚岸漁港（年間約 2 万 t の水揚量）の周辺には、水産加工場や水産関連施設が約 30 社集積している。

これら食料品製造業の製品を取り扱う卸売・小売業の売上高は、111 億 1,700 万円で当町全産業の 24.4%で製造業に次ぐ規模となっており、主要産業の一つとなっている（図表 4）。

当町では、こうした食料品製造業の集積を生かし、各事業所が有する加工技術を活用して製品の付加価値を高めるとともに、地域の製品を扱う卸売・小売業が域外から外貨獲得を図っている。

これら卸売・小売業に対して、町では、ふるさと納税や地域振興券の発行などを通じて売上拡大等に向けた支援を行っている。

今後も、食料品製造業の集積を生かし、「えもんシリーズ、大黒シリーズ」、「弁天かき」などの地域ブランドを推進するなど付加価値を高める取組を強化し、札幌圏や首都圏への物産展の開催や各種商談会、セミナーへの参加を促し、販路開拓・拡大の取組を推進することで事業者の稼ぐ力を向上させ、地域全体の付加価値額の増加を目指す。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

北海道では、公共データの活用促進を図るため、道が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除くデータについて、二次利用可能な形で公開するオープンデータの取組を進めている。

厚岸町では、地域の事業所が地域経済牽引事業計画の策定に必要とされる公表のできる公共データは、事業者の相談に応じ必要なデータを提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、厚岸町まちづくり推進課内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

当町と北海道は緊密に連携し事業者の必要にきめ細かく対応する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度 (初年度)	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	12月、北海道が不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例を改正済み	運用	運用
②町固定資産税の減免措置	－	平成30年度に改正条例を施行、令和3年度に上記条例を廃止し、新条例を施行。	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①北海道オープンデータカタログ	既に運用済み	運用	運用
②厚岸町でのデータの提供	データ提供準備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			

相談窓口	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
------	---------------------	----	----

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、厚岸町商工会、金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、厚岸町及び北海道では、これら支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①厚岸町商工会

昭和35年12月1日に設立され、現在、約300事業所の会員で組織された商工会法に基づく法人であり、地域の経済団体の新たな役割として地域の特性を活かした産業経済の成長・発展に向けた方向性を明示し、人口減少問題、インフラ整備に向けた要望活動、交流人口の受入れ態勢の充実、産業団体と連携し地域活性化への貢献活動、6次化支援対策などに取り組んでいる。

また、商工会内に配置されている経営指導員が、設備・運転資金、経理・記帳、経営等の相談等を行っている。

②株式会社北洋銀行及び大地みらい信用金庫

両金融機関は、「地域密着型金融機関」として地域経済の発展・活性化のために、地域の事業者等の事業拡大や経営改善等を通じた経済活動の活性化をサポートし、その結果、さらなる資金需要が発生するという好循環のサイクルを構築し、地域の成長を実現すべく以下の点に取り組んでいることから協力を得ることが可能である。

- ・ 起業セミナーなどを通じた創業・新事業支援
- ・ ニーズを踏まえた円滑な事業承継の取組
- ・ 事業再生や経営改善に向けた取組
- ・ 産学官金連携による技術課題への対応
- ・ 地域資源等の発信に向けた地域内連携の取組
- ・ 地方創生総合戦略実施への関与・協力

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調

和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、厚岸道立自然公園のうち普通地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区等の環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際は、環境省釧路自然環境事務所（または北海道自然環境保全部局）と調整を図り、専門家の指導助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

（２）安全な住民生活

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携を図っていく。

住民生活及び企業の事業活動の安定のため、災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止に向け、住民の理解を得ながら企業の事業所付近の安全確保や地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯活動等の推進に努める。

（３）その他

P D C A体制については、厚岸町まちづくり推進課を中心とした関係部局による会議を毎年度１回開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証と事業の見直しについて検討する。また、必要に応じ、支援機関の助言を求める。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を

加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。